

令和 7 年度

峡北地域広域水道企業団

水質検査計画



水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水道法第4条に規定されている水質基準に適合し、安全であることを確認するために行うもので、水道水の水質管理を行ううえで重要なものです。

水質検査計画は、実施する検査項目及び検査頻度などを示したもので、水道法施行規則に基づき策定、公表するものです。

水質検査計画の目次

1	基本方針	1 頁
2	水道事業の概要	1 頁
3	原水の水質状況	3 頁
4	採水地点、検査項目、検査頻度、理由	3 頁
5	水質検査方法	4 頁
6	水質検査委託の内容	4 頁
7	臨時の水質検査	5 頁
8	水質検査計画及び検査結果の公表	5 頁
9	水質検査の精度と信頼性保証	5 頁
10	関係者との連携	5 頁
別表	水質検査頻度等設定理由	6 頁～

1 基本方針

峡北地域広域水道企業団（以下、「企業団」という。）では、構成市に供給する水道用水が、水質基準に適合し安全であることを確保するため、以下の方針に基づく計画的な水質検査を実施します。

- (1) 水質検査は、水源、浄水場及び供給地区を代表する受水池で実施します。
- (2) 水質検査項目は、水道法で定められている水質基準項目をはじめ、水質管理上必要と判断した項目について実施します。
- (3) 水質検査頻度は、水源の状況及び過去の検査結果などを考慮して定めます。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況（実績）

令和5年度の給水状況は、下表のとおりです。

区 分	内 容	
事業体の名称	峡北地域広域水道企業団	
供給区域	大門系 北杜市 高根町 北杜市 長坂町 北杜市 大泉町 北杜市 小淵沢町	塩川系 韮崎市 甲斐市（旧双葉町内） 北杜市 明野町 北杜市 須玉町
1日最大供給量	22,929 m ³	
1日平均供給量	21,763 m ³	

(2) 浄水場施設の概要

浄水場名	大門浄水場	塩川浄水場
所在地	北杜市高根町長沢	北杜市須玉町江草
給水年月	昭和63年4月	平成10年9月
水源	大門ダム貯留水	塩川ダム表流水
最大取水量	13,000 m ³ /日	17,000 m ³ /日
最大供給量	12,150 m ³ /日	15,850 m ³ /日
供給団体	北杜市	韮崎市 甲斐市 北杜市
浄水処理方式	凝集沈澱 急速ろ過 塩素消毒 粉末活性炭処理	凝集沈澱 急速ろ過 塩素消毒 粉末活性炭処理
浄水使用薬品	超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム 粉末活性炭(50%Wet) 苛性ソーダ 希硫酸(75%溶液)	超高塩基度ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム 粉末活性炭(100%dry) 苛性ソーダ



大門浄水場 操作棟



塩川浄水場 管理棟

3 原水の水質状況

(1) 原水の水質状況

① 大門系

大門浄水場の原水は、八ヶ岳に源を発する富士川水系大門川を水源としており、大門川の中流域に位置する大門ダムから直接取水をしていることから、ダム湖の富栄養化が進行して、植物性プランクトンによる異臭味の障害や濁度障害が発生するほか、降雨時には急激に水質が変化することがあります。

② 塩川系

塩川浄水場の原水は、奥秩父山系の金峰山に源を発する富士川水系塩川の表流水を水源としており、上流にある塩川ダムの放流水に多くを依存していることから、植物性プランクトンに起因する異臭味障害が懸念されるほか、降雨時には急激に水質が変化することがあります。また、地質由来のヒ素が含まれていることから、関係機関との連携のもと水源域の監視や調査を行っています。

4 採水地点、検査項目、検査頻度、理由

(1) 採水地点

① 大門系

- ・ 水源・・・大門下橋（大門川）
- ・ 原水・・・導水ポンプ場（ダム水）
- ・ 浄水・・・大門浄水場、高根第2受水池、長坂第2受水池、大泉第2受水池
小淵沢第2受水池

② 塩川系

- ・ 水源・・・日影大橋（本谷川）、御門橋（釜瀬川）、三軒屋橋（塩川）
- ・ 原水・・・取水口（ダム放流水と小森川の合流先）、大渡橋（ダム放流水）、
小森川橋（小森川表流水）
- ・ 浄水・・・塩川浄水場、葦崎第2受水池、葦崎第4受水池、双葉第1受水池
明野第2受水池、須玉第2受水池、須玉第4受水池

(2) 検査項目、検査頻度及び設定理由

① 法令に基づく検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査は、送水系統の末端に位置する大門系の高根第2受水池と小淵沢第2受水池、塩川系の葦崎第4受水池と双葉第1受水池の4地点で1日1回行います。

水質基準項目の検査は、別表2及び別表3のとおり行います。

② 水質管理のため必要な検査

水源については、浄水処理を行ううえで水質監視が必要と判断した項目を検査します。

原水については、水質基準項目のほか「山梨県水道水質管理計画」に基づき検査します。また、水質管理上特に必要と判断した項目については、回数を増やします。

浄水については、供給する水道用水の安全性を確認するため、水質基準項目及び水質管理目標設定項目を検査します。また、水源の状況等を踏まえ、水質管理を行ううえで必要と判断した項目については、回数を増やします。

クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査については「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、行います。

環境ホルモンの検査については、供給する水道水の安全性を確認するため、原水及び浄水で行います。

なお、検査項目・回数については別表のとおりです。

原水 水質基準項目（検査項目・検査回数）	別表 1
大門系 浄水 水質基準項目 ・ 大門浄水場（検査回数・設定理由） ・ 大門系受水池（検査回数・設定理由）	別表 2－1 別表 2－2
塩川系 浄水 水質基準項目 ・ 塩川浄水場（検査回数・設定理由） ・ 塩川系受水池（検査回数・設定理由）	別表 3－1 別表 3－2
大門系 水質管理目標設定項目（検査項目・検査回数・設定理由）	別表 4－1
塩川系 水質管理目標設定項目（検査項目・検査回数・設定理由）	別表 5－1
浄水処理等の工程管理に有用な項目（検査項目・検査回数）	別表 6
その他の検査項目（検査項目・検査回数） ・ クリプトスポリジウム指標菌検査及びクリプトスポリジウム検査 ・ 環境ホルモン検査 ・ 臭気原因物質検査	別表 7

5 水質検査方法

毎日行う検査項目（色、濁り、消毒の残留効果）については、企業団職員が検査します。

それ以外の検査については、高度な設備と検査技術が必要であるため、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた県内の検査機関に委託し、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法によって行います。

6 水質検査委託の内容

(1) 委託の範囲

① 水質検査

毎日検査（色、濁り、消毒の残留効果）以外の水質検査は、委託して行います。

② 検査試料の採取及び運搬の方法

検査試料の採取は基本的に企業団職員が行いますが、一部の検査については委託する検査機関が行います。

検査試料の運搬については委託する検査機関で行います。

(2) 検査の実施状況の確認

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況、外部精度管理に関する資料及び品質管理認証の取得状況を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入を行うなど、水質検査機関の技術能力の把握に努めます。

7 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行う要件

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において水系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 送水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他必要に応じて各関係機関との協議により実施します。

(2) 臨時の水質検査を行う項目

臨時の検査項目については、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度及び要検討項目とし、状況に応じて決定します。

放射性物質検査については、山梨県の動向に合わせて実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、必要に応じて内容の見直しを行い、毎事業年度の開始前に構成団体等及びホームページに公表します。

水質検査結果は、定期的にホームページに公表します。

9 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 信頼性の確保

企業団では、水質検査の精度及び測定値の信頼性を確保するために、精度の高い検査体制を整えている検査機関に委託します。

(2) 水質検査結果の評価

水質検査の度に水質検査結果の評価を行い、水質基準を満たす水質を常に確保します。

10 関係者との連携

水源等に水質汚染事故や水系感染症の発症などがあったときは、関係機関と速やかに情報交換を行い、連携した迅速な対応をとります。

番号	水質基準項目	大門系	塩川系		
		導水ポンプ場	取水口	大渡橋	小森川橋
1	一般細菌	2	2	1	1
2	大腸菌	2	2	1	1
3	カドミウム及びその化合物	2	2	1	1
4	水銀及びその化合物	2	2	1	1
5	セレン及びその化合物	2	2	1	1
6	鉛及びその化合物	2	2	1	1
7	ヒ素及びその化合物	2	12	1	1
8	六価クロム化合物	2	2	1	1
9	亜硝酸態窒素	2	2	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	2	2	1	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	2	2	1	1
12	フッ素及びその化合物	2	2	1	1
13	ホウ素及びその化合物	2	2	1	1
14	四塩化炭素	2	2	1	1
15	1, 4-ジオキサン	2	2	1	1
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	2	2	1	1
17	ジクロロメタン	2	2	1	1
18	テトラクロロエチレン	2	2	1	1
19	トリクロロエチレン	2	2	1	1
20	ベンゼン	2	2	1	1
21	塩素酸	-	-	-	-
22	クロロ酢酸	-	-	-	-
23	クロロホルム	-	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	-	-	-	-
25	ジブロモクロロメタン	-	-	-	-
26	臭素酸	-	-	-	-
27	総トリハロメタン	-	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	-	-	-	-
29	ブロモジクロロメタン	-	-	-	-
30	ブロモホルム	-	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	-	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	2	2	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	2	2	1	1
34	鉄及びその化合物	2	2	1	1
35	銅及びその化合物	2	2	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	2	2	1	1
37	マンガン及びその化合物	2	2	1	1
38	塩化物イオン	2	2	1	1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	2	2	1	1
40	蒸発残留物	2	2	1	1
41	陰イオン界面活性剤	2	2	1	1
42	ジェオスミン	12	12	1	12
43	2-メチルイソボルネオール	12	12	1	12
44	非イオン界面活性剤	2	2	1	1
45	フェノール類	2	2	1	1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	2	2	1	1
47	pH値	2	2	1	1
48	味	-	-	-	-
49	臭気	12	12	1	12
50	色度	2	2	1	1
51	濁度	2	2	1	1

大門浄水場 水質基準項目

(検査回数及び設定理由)

【別表2—1】

番号	水質基準項目	法定 頻度	検査 回数	検査回数の設定理由
1	一般細菌	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
2	大腸菌		12	
3	カドミウム及びその化合物	3ヵ月に 1回以上	2	水質の変化が大きく変わるおそれが少なく、過去に検出されることがない(または、わずかにしか検出されることがない)ため
4	水銀及びその化合物		2	
5	セレン及びその化合物		2	
6	鉛及びその化合物		2	
7	ヒ素及びその化合物		2	
8	六価クロム化合物		2	
9	亜硝酸態窒素		2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		4	回数減及び省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		2	番号3～9と同じ理由による
12	フッ素及びその化合物		2	
13	ホウ素及びその化合物		2	
14	四塩化炭素		2	
15	1,4-ジオキサン		2	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		2	
17	ジクロロメタン		2	
18	テトラクロロエチレン		2	
19	トリクロロエチレン		2	
20	ベンゼン		2	
21	塩素酸	3ヵ月に 1回以上	4	回数減及び省略不可項目
22	クロロ酢酸		4	
23	クロロホルム		4	
24	ジクロロ酢酸		4	
25	ジブロモクロロメタン		4	次亜塩素酸ナトリウム使用のため
26	臭素酸		4	
27	総トリハロメタン		4	回数減及び省略不可項目
28	トリクロロ酢酸		4	
29	ブロモジクロロメタン		4	
30	ブロモホルム		4	
31	ホルムアルデヒド	3ヵ月に 1回以上	4	番号3～9と同じ理由による
32	亜鉛及びその化合物		2	
33	アルミニウム及びその化合物		4	アルミニウム系凝集剤使用のため
34	鉄及びその化合物		2	番号3～9と同じ理由による
35	銅及びその化合物		2	
36	ナトリウム及びその化合物		2	
37	マンガン及びその化合物		2	
38	塩化物イオン	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヵ月に 1回以上	2	番号3～9と同じ理由による
40	蒸発残留物		2	
41	陰イオン界面活性剤		2	
42	ジェオスミン	藻類発生 期月1回 以上	12	原水がダム水であるため
43	2-メチルイソボルネオール	同上	12	原水がダム水であるため
44	非イオン界面活性剤	3ヵ月に 1回以上	2	番号3～9と同じ理由による
45	フェノール類		2	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
47	pH値		12	
48	味		12	
49	臭気		12	
50	色度		12	
51	濁度		12	

大門系受水池 水質基準項目

(検査回数及び設定理由)

【別表 2—2】

番号	水質基準項目	法定 頻度	検査 回数	検査回数の設定理由
1	一般細菌	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
2	大腸菌		12	
3	カドミウム及びその化合物	3ヵ月に 1回以上	2	水質の変化が大きく変わるおそれが少なく、過去に検出されることがない(または、わずかにしか検出されることがない)ため
4	水銀及びその化合物		2	
5	セレン及びその化合物		2	
6	鉛及びその化合物		2	
7	ヒ素及びその化合物		2	
8	六価クロム化合物		2	
9	亜硝酸態窒素		2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		4	回数減及び省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		2	番号3～9と同じ理由による
12	フッ素及びその化合物		2	
13	ホウ素及びその化合物		2	
14	四塩化炭素		2	
15	1, 4-ジオキサン		2	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		2	
17	ジクロロメタン		2	
18	テトラクロロエチレン		2	
19	トリクロロエチレン		2	
20	ベンゼン		2	
21	塩素酸		4	回数減及び省略不可項目
22	クロロ酢酸		4	
23	クロロホルム		4	
24	ジクロロ酢酸		4	
25	ジブロモクロロメタン		4	次亜塩素酸ナトリウム使用のため
26	臭素酸		4	
27	総トリハロメタン		4	回数減及び省略不可項目
28	トリクロロ酢酸		4	
29	ブロモジクロロメタン		4	
30	ブロモホルム		4	
31	ホルムアルデヒド		4	番号3～9と同じ理由による
32	亜鉛及びその化合物		2	
33	アルミニウム及びその化合物		4	アルミニウム系凝集剤使用のため
34	鉄及びその化合物		2	番号3～9と同じ理由による
35	銅及びその化合物		2	
36	ナトリウム及びその化合物		2	
37	マンガン及びその化合物		2	
38	塩化物イオン	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヵ月に 1回以上	2	番号3～9と同じ理由による
40	蒸発残留物		2	
41	陰イオン界面活性剤		2	
42	ジェオスミン	藻類発生 期月1回 以上	5	原水がダム水であるため
43	2-メチルイソボルネオール		5	
44	非イオン界面活性剤	3ヵ月に 1回以上	2	番号3～9と同じ理由による
45	フェノール類		2	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		12	回数減及び省略不可項目
47	pH値	月1回 以上	12	
48	味		12	
49	臭気		12	
50	色度		12	
51	濁度		12	

塩川浄水場 水質基準項目

(検査回数及び設定理由)

【別表 3-1】

番号	水質基準項目	法定 頻度	検査 回数	検査回数の設定理由
1	一般細菌	3ヵ月に 1回以上	12	回数減及び省略不可項目
2	大腸菌		12	
3	カドミウム及びその化合物		2	水質の変化が大きく変わるおそれが少なく、過去に検出されることがない(または、わずかにしか検出されることがない)ため
4	水銀及びその化合物		2	
5	セレン及びその化合物		2	
6	鉛及びその化合物		2	
7	ヒ素及びその化合物		12	水源流域の地質を考慮し、状況を把握するため
8	六価クロム化合物		2	番号3～6と同じ理由による
9	亜硝酸態窒素		2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		4	回数減及び省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		2	番号3～6と同じ理由による
12	フッ素及びその化合物		2	
13	ホウ素及びその化合物		4	過去3年間、結果の最高値が基準値の 20%を超過
14	四塩化炭素		2	番号3～6と同じ理由による
15	1, 4-ジオキサン		2	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		2	
17	ジクロロメタン		2	
18	テトラクロロエチレン		2	
19	トリクロロエチレン		2	
20	ベンゼン		2	
21	塩素酸		4	回数減及び省略不可項目
22	クロロ酢酸		4	
23	クロロホルム		4	
24	ジクロロ酢酸		4	
25	ジブロモクロロメタン		4	
26	臭素酸		4	次亜塩素酸ナトリウム使用のため
27	総トリハロメタン		4	回数減及び省略不可項目
28	トリクロロ酢酸		4	
29	ブロモジクロロメタン		4	
30	ブロモホルム		4	
31	ホルムアルデヒド		4	番号3～6と同じ理由による
32	亜鉛及びその化合物		2	
33	アルミニウム及びその化合物		4	アルミニウム系凝集剤使用のため
34	鉄及びその化合物		2	番号3～6と同じ理由による
35	銅及びその化合物		2	
36	ナトリウム及びその化合物		2	
37	マンガン及びその化合物		2	
38	塩化物イオン	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヵ月に 1回以上	2	番号3～6と同じ理由による
40	蒸発残留物		4	過去3年間、結果の最高値が基準値の 20%を超過
41	陰イオン界面活性剤		2	番号3～6と同じ理由による
42	ジェオスミン	藻類発生 期月1回 以上	5	原水がダム水であるため
43	2-メチルイソボルネオール	5		
44	非イオン界面活性剤	3ヵ月に 1回以上	2	番号3～6と同じ理由による
45	フェノール類		2	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
47	pH値		12	
48	味		12	
49	臭気		12	
50	色度		12	
51	濁度		12	

塩川系受水池 水質基準項目

(検査回数及び設定理由)

【別表 3-2】

番号	水質基準項目	法定 頻度	検査 回数	検査回数の設定理由
1	一般細菌	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
2	大腸菌		12	
3	カドミウム及びその化合物	3ヵ月に 1回以上	2	水質の変化が大きく変わるおそれが少なく、過去に検出されることがない(または、わずかにしか検出されることがない)ため
4	水銀及びその化合物		2	
5	セレン及びその化合物		2	
6	鉛及びその化合物		2	
7	ヒ素及びその化合物		2	
8	六価クロム化合物		2	
9	亜硝酸態窒素		2	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		4	回数減及び省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		2	番号3～9と同じ理由による
12	フッ素及びその化合物		2	
13	ホウ素及びその化合物		4	過去3年間、結果の最高値が基準値の20%を超過
14	四塩化炭素		2	番号3～9と同じ理由による
15	1,4-ジオキサン		2	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		2	
17	ジクロロメタン		2	
18	テトラクロロエチレン		2	
19	トリクロロエチレン		2	
20	ベンゼン		2	回数減及び省略不可項目
21	塩素酸		4	
22	クロロ酢酸		4	
23	クロロホルム		4	
24	ジクロロ酢酸		4	次亜塩素酸ナトリウム使用のため
25	ジブロモクロロメタン		4	
26	臭素酸		4	回数減及び省略不可項目
27	総トリハロメタン		4	
28	トリクロロ酢酸		4	
29	ブロモジクロロメタン		4	
30	ブロモホルム		4	番号3～9と同じ理由による
31	ホルムアルデヒド		4	
32	亜鉛及びその化合物		2	番号3～9と同じ理由による
33	アルミニウム及びその化合物		4	アルミニウム系凝集剤を使用のため
34	鉄及びその化合物		2	番号3～9と同じ理由による
35	銅及びその化合物		2	
36	ナトリウム及びその化合物		2	
37	マンガン及びその化合物		2	
38	塩化物イオン	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヵ月に 1回以上	2	番号3～9と同じ理由による
40	蒸発残留物		4	過去3年間、結果の最高値が基準値の20%を超過
41	陰イオン界面活性剤	藻類発生 期月1回 以上	2	番号3～9と同じ理由による
42	ジェオスミン		5	原水がダム水であるため
43	2-メチルイソボルネオール	3ヵ月に 1回以上	5	
44	非イオン界面活性剤		2	番号3～9と同じ理由による
45	フェノール類		2	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	月1回 以上	12	回数減及び省略不可項目
47	pH値		12	
48	味		12	
49	臭気		12	
50	色度		12	
51	濁度		12	

番号	項目	検査回数			検査回数の設定理由
		原水	浄水		
		導水 ポンプ場	大門 浄水場	小淵沢 第2受水池	
		19項目	1項目	9項目	
1	アンチモン及びその化合物	2			水質管理上留意すべき項目
2	ウラン及びその化合物	2			
3	ニッケル及びその化合物	2			
4	1,2-ジクロロエタン	2			
5	トルエン	2			
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2			
7	亜塩素酸			2	使用していないため検査対象外
8	二酸化塩素	－	－	－	
9	ジクロロアセトニトリル			2	水質管理上留意すべき項目
10	抱水クロラール			2	
11	農薬類	－	－	－	山梨県水道水質管理計画により県が実施
12	残留塩素			(12)	水質管理上留意すべき項目 (毎日行う検査項目)
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	(2)			水質管理上留意すべき項目 (水質基準項目と重複する項目)
14	マンガン及びその化合物	(2)			
15	遊離炭酸	2			より質の高い水道水を供給するために、水質管理上留意すべき項目
16	1,1,1-トリクロロエタン	2			
17	メチル-tert-ブチルエーテル	2			
18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)〃	2			
19	臭気強度(TON)	12			
20	蒸発残留物	(2)		(2)	水質管理上留意すべき項目 (水質基準項目と重複する項目)
21	濁度	(2)		(12)	
22	pH値	(2)		(12)	
23	腐食性(ランゲリア指数)	2			より質の高い水道水を供給するために、水質管理上留意すべき項目
24	従属栄養細菌		2	2	水道施設の健全性を判断するために、水質管理上留意すべき項目
25	1,1-ジクロロエチレン	2			水質管理上留意すべき項目
26	アルミニウム及びその化合物			(4)	水質管理上留意すべき項目 (水質基準項目と重複する項目)
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2			水質管理上留意すべき項目

番号	項目	検査回数			検査回数の設定理由
		原水	浄水		
		取水口	塩川 浄水場	双葉 第1受水池	
		19項目	1項目	9項目	
1	アンチモン及びその化合物	2			水質管理上留意すべき項目
2	ウラン及びその化合物	2			
3	ニッケル及びその化合物	2			
4	1,2-ジクロロエタン	2			
5	トルエン	2			
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2			
7	亜塩素酸			2	使用していないため検査対象外
8	二酸化塩素	－	－	－	
9	ジクロロアセトニトリル			2	
10	抱水クロラール			2	水質管理上留意すべき項目
11	農薬類	－	－	－	山梨県水道水質管理計画により県が実施
12	残留塩素			(12)	水質管理上留意すべき項目 (毎日行う項目)
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	(2)			水質管理上留意すべき項目
14	マンガン及びその化合物	(2)			(水質基準項目と重複する項目)
15	遊離炭酸	2			より質の高い水道水を供給するために、水質管理上留意すべき項目
16	1,1,1-トリクロロエタン	2			
17	メチル-tert-ブチルエーテル	2			
18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)〃	2			
19	臭気強度(TON)	12			
20	蒸発残留物	(2)		(4)	水質管理上留意すべき項目 (水質基準項目と重複する項目)
21	濁度	(2)		(12)	
22	pH値	(2)		(12)	
23	腐食性(ランゲリア指数)	2			より質の高い水道水を供給するために、水質管理上留意すべき項目
24	従属栄養細菌		2	2	水道施設の健全性を判断するために、水質管理上留意すべき項目
25	1,1-ジクロロエチレン	2			水質管理上留意すべき項目
26	アルミニウム及びその化合物			(4)	水質管理上留意すべき項目 (水質基準項目と重複する項目)
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	2			水質管理上留意すべき項目

浄水処理等の工程管理のために有用となる項目（検査回数及び設定理由）【別表6—1】

番号	項目	検査回数		備考
		大門系	塩川系	
		原水		
		導水ポンプ場	取水口	
		10項目		
1	アンモニア態窒素	2	2	山梨県水道水質管理計画に基づき、水質管理目標設定項目と併せて水源の水質監視を行う
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	2	2	
3	化学的酸素要求量（COD）	2	2	
4	紫外線UV吸光度	2	2	
5	浮遊物質（SS）	2	2	
6	侵食性遊離炭酸	2	2	
7	全窒素	2	2	
8	全りん	2	2	
9	トリハロメタン生成能	2	2	
10	生物	12	6	

クリプトスポリジウム指標菌検査及びクリプトスポリジウム検査

番号	項目	検査回数				備考
		大門系		塩川系		
		原水	浄水	原水	浄水	
		導水ポンプ場	大門浄水場	取水口	塩川浄水場	
1	大腸菌	4	－	4	－	水道におけるクリプトスポリジウム等 対策指針に基づく
2	嫌気性芽胞菌	4	－	4	－	
1	クリプトスポリジウム (オーシスト数)	2	2	2	2	
2	ジアルジア(シスト数)	2	2	2	2	

環境ホルモン検査

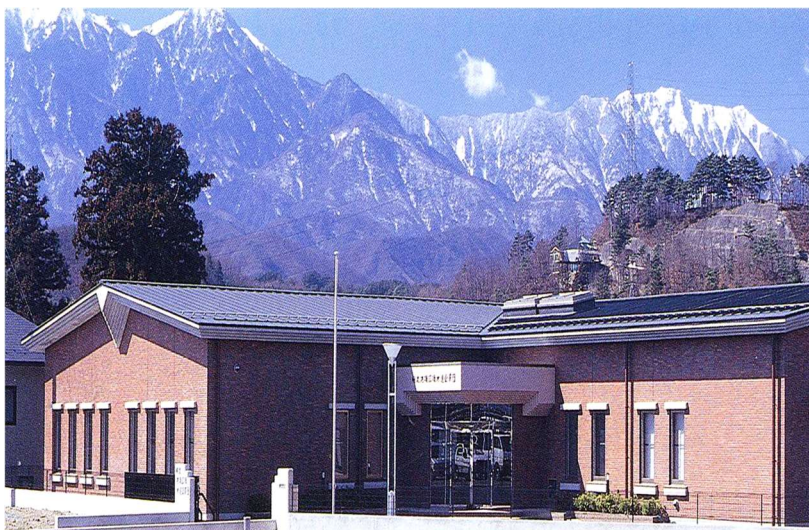
番号	項目	検査回数				備考
		大門系		塩川系		
		原水	浄水	原水	浄水	
		導水ポンプ場	大門浄水場	取水口	塩川浄水場	
1	ビスフェノール A	－	－	2	2	水源域の監視のため
2	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	－	－	2	2	
3	フタル酸ジ-n-ブチル	－	－	2	2	
4	フタル酸ジエチル	－	－	2	2	
5	4-t-ブチルフェノール	－	－	2	2	
6	4-t-オクチルフェノール	－	－	2	2	
7	4-n-オクチルフェノール	－	－	2	2	
8	ノニルフェノール	－	－	2	2	
9	フェノール類	－	－	2	2	

臭気原因物質検査（原水）

番号	項目	検査回数			備考
		大門系	塩川系		
		導水ポンプ場	取水口	小森川橋	
1	ジェオスミン	12	12	12	他の検査と重複する月はその検査結果を準用する
2	2-メチルイソボルネオール	12	12	12	
3	臭気	12	12	12	
4	臭気強度（TON）	12	12	12	

臭気原因物質検査（水源）

番号	項目	検査回数				備考	
		大門系	塩川系				
			大門川	本谷川	釜瀬川		塩川
			大門下橋	日影大橋	御門橋		三軒屋橋
1	ジェオスミン	12	12	12	12		
2	2-メチルイソボルネオール	12	12	12	12		
3	臭気	12	12	12	12		
4	臭気強度（TON）	12	12	12	12		



企業団庁舎



お問合せ先

峡北地域広域水道企業団

〒408-0112

山梨県北杜市須玉町若神子 744-28

TEL 0551-42-4830

FAX 0551-42-4470

E-mail kyouhoku-ws@kyouhoku.jp